



関係機関担当者向け 制度融資等説明会

令和7年7月22日(火)①14:00~/②15:30~



1 県制度融資について【県商工金融課】

- ▶ 県制度融資の概要
- ▶ 米国関税措置に係る金融支援について
(経済変動対策貸付(米国関税対応枠))
- ▶ お知らせ

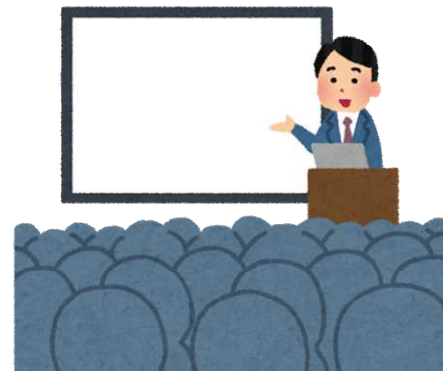
2 米国関税措置に係る中小企業等支援について....【県商工振興課】

- ▶ 中小企業等収益力向上事業費補助金(米国関税対応枠)

3 米国関税措置に係る中小企業等支援について....【県経営支援課】

- ▶ 中小企業等専門家派遣事業

4 スタートアップ創出促進保証について【信用保証協会】

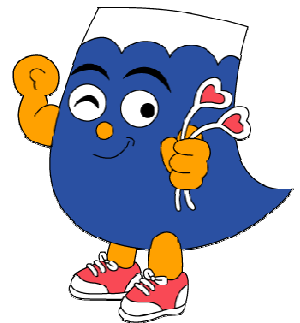


県制度融資について

令和7年7月22日(火)
静岡県 経済産業部 商工金融課

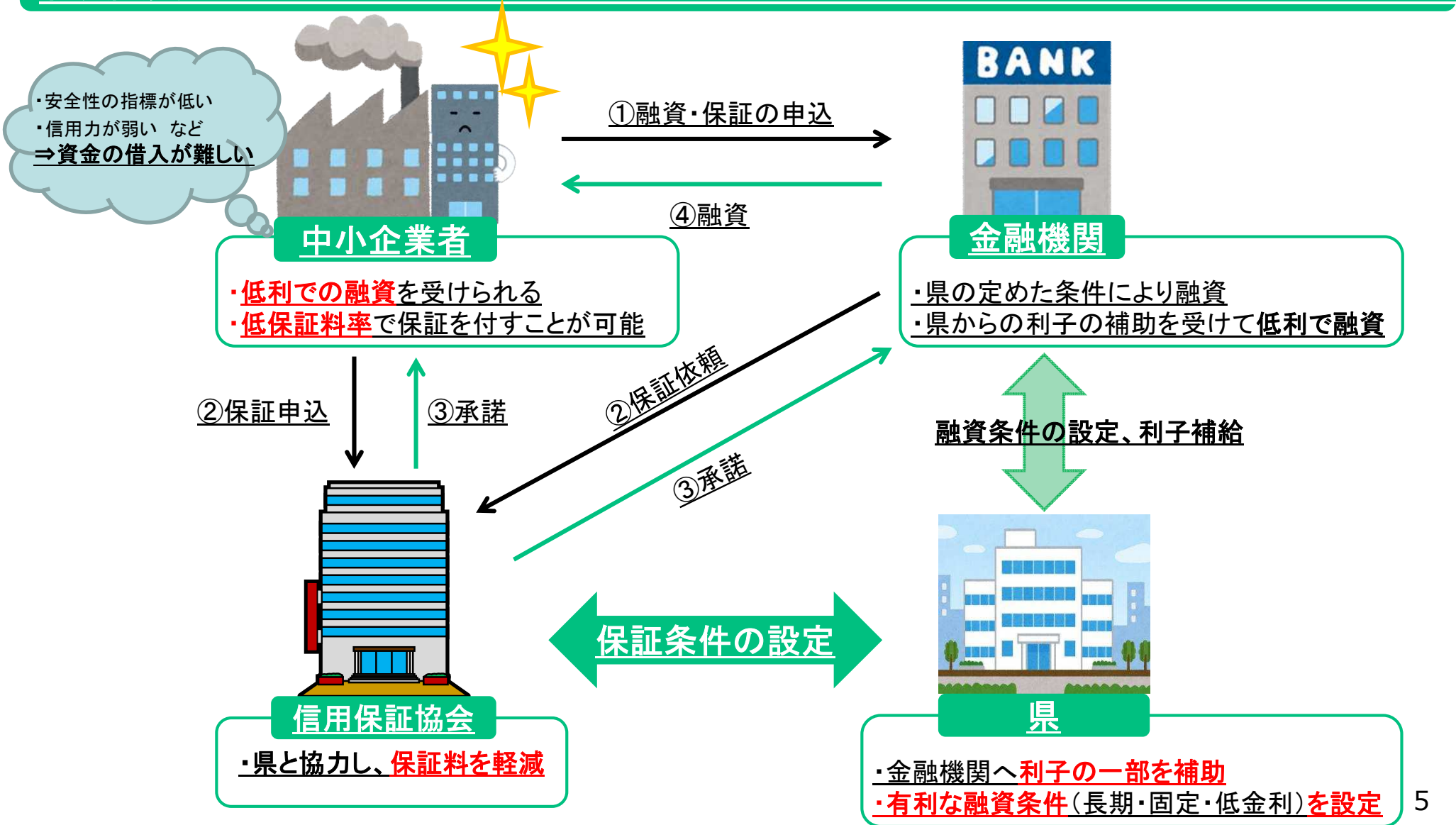


1 県制度融資の概要



1-1 中小企業向け制度融資とは①

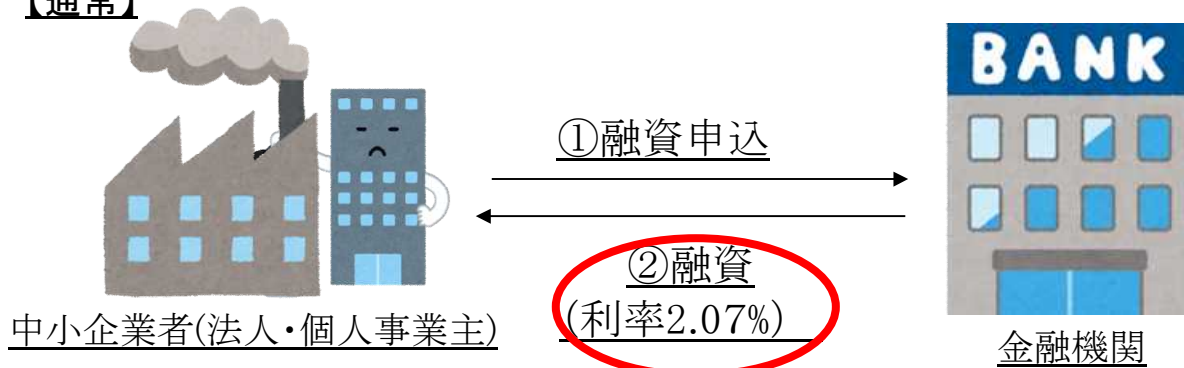
制度融資とは▶県・金融機関・信用保証協会が協力し、金融機関を通じて低い利率で融資します。



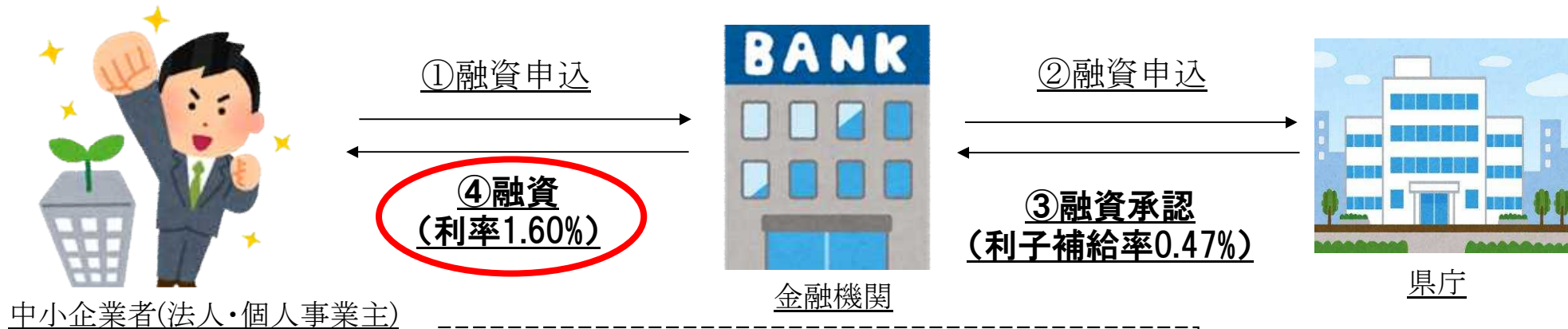
1-2 中小企業向け制度融資とは②

■ 利率2.07%で融資する場合

【通常】



【県制度融資を利用すると…】



資金メニューによって融資利率や利子補給率が異なります。

1-3 利子負担の軽減額

経済変動対策貸付 5,000万円を借入れ、10年で返済する場合
(S N 5号利用、月々返済額：42万1千円の例)

■ 県の利子補給がない場合(年利2.07%)

	支払利息(a)	県利子補給(b)
支払利息(1年)	約 987千円	-
支払利息(10年)	約5,165千円	-

■ 県の利子補給がある場合(年利1.60%、県利子補給率0.47%)

	支払利息(a)	県利子補給(b)
支払利息(1年)	約 763千円	約 224千円
支払利息(10年)	約3,992千円	約1,173千円

1年で22万円、10年間で117万3千円の負担軽減

1-4 県制度融資の利用対象

利用対象者▶県内に事業所、工場、店舗などがあるまたはこれから県内で事業を始めようとする

★ 中小企業者(個人事業者、会社) 根拠: 中小企業信用保険法第2条

業 種	資 本 金	従業員数
製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

資本金と従業員数のどちらかが該当すれば対象となります

■ 医業を主たる事業とする法人

■ NPO法人

★ 協同組合等

中小企業等協同組合、協業組合、商店街振興組合、
生活衛生同業組合、酒造組合 等

対象外の業種

- ・農林漁業、金融保険業、サービス業の一部
- ・遊興性の強い業種
(信用保証の対象となる業種を除く)
- ・本来的に中小企業として馴染まない業種
(宗教など)

対象外の資金

- ・生活資金、住宅資金、投機資金
- ・土地取得資金(一部資金を除く)
- ・既借入金の返済資金(一部資金を除く)
- ・本県外の工場、店舗等に要する資金
(一部資金を除く)
- ・転貸資金(一部資金を除く)
- ・3, 5, 7ナンバーの自動車の購入資金
(一部を除く)

1-5 融資枠の概要

R7融資枠

- コロナ禍からの回復や中小企業への物価高等の影響を踏まえて、全体の融資枠は1,000億円で設定
(R6：新型コロナ関連資金を含めて1,200億円)
- R7.6月補正で100億円を増加し、1,100億円

※単位：億円

	R6融資枠	R7融資枠
事業資金	200	150
経営安定資金	475 (うちコロナ分350)	245
特別政策資金	525	705
合計	1,200	1,100

1-6 県制度融資の融資残高

◎ 金融機関融資における県制度融資の位置

県内金融機関の 融資残高: 14兆4,009億円(A) ※R6年度末時点の残高

※ 金融機関の貸出には、中小企業向け事業資金のほか、大企業向け事業資金、個人向け住宅資金・耐久消費財購入資金・生活資金等がある。

貸付機関	融資残高等
民間金融機関	14兆4,009億円(A)
うち保証付き融資	1兆132億円(Aのうち約7.0%)
うち県制度融資	5,663億円(Aのうち約3.9%)

1-7 県制度融資一覧

○中小企業者の各成長ステージに応じた制度融資が利用可能です。

一般的な資金の
調達用
(保証必須)

詳細

一般的な事業資金が必要な場合

事業資金

経営改善用
(保証必須)

売上等が減少した場合

取引先が倒産した場合

事業再生計画の実施に資金が必要な場合

災害により被害を受けた場合

外部の専門家支援を受けて経営改善する場合

経営安定資金

特定施策の
支援
(保証任意)

創業する、創業して5年未満の資金調達

経営革新計画等の承認を受けた場合

少子化対策や障害者を雇用する場合

地震・津波対策、BCPの策定を行う場合

旅館・ホテル等の防災対策を行う場合

地震被害想定地域からの移転をする場合

脱炭素に係る設備を導入する場合

成長産業・プロジェクト分野の事業を行う場合

フロンティア推進区域内で事業を行う場合

事業承継をする場合

特別政策資金

資金名

経営改善資金

小口零細企業貸付

経営改善資金借換枠

短期経営改善資金

経済変動対策貸付

連鎖倒産防止貸付

再生企業支援貸付

中小企業災害対策資金

経営力強化資金

開業パワーアップ支援資金

経営革新等貸付

少子化対策・障害者雇用支援貸付

防災・減災強化貸付

特定建築物耐震化特別貸付

地震リスク分散資金

脱炭素支援資金

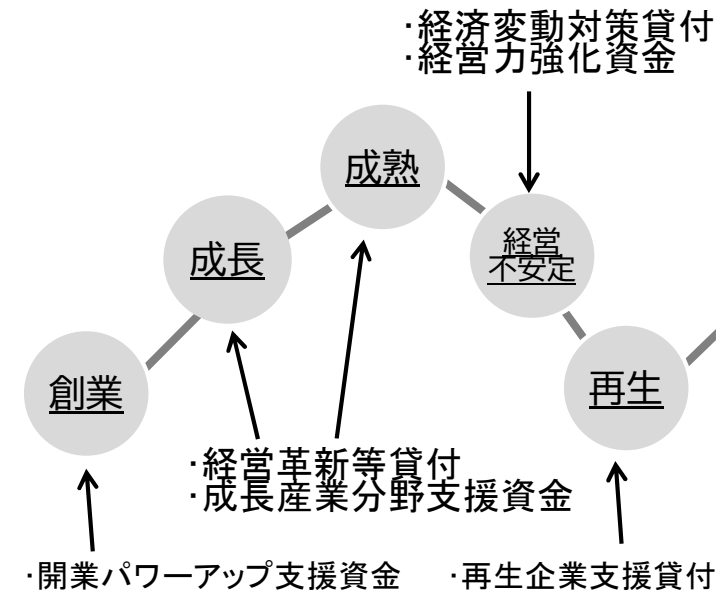
成長産業分野支援資金

ふじのくにフロンティア推進資金

事業承継資金

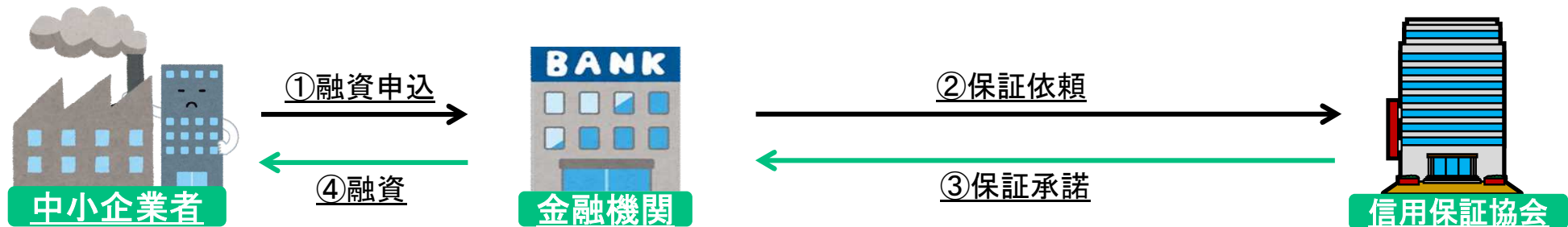
＜企業の成長ステージ＞

創業期 → 成長期 → 成熟期 → 変革期

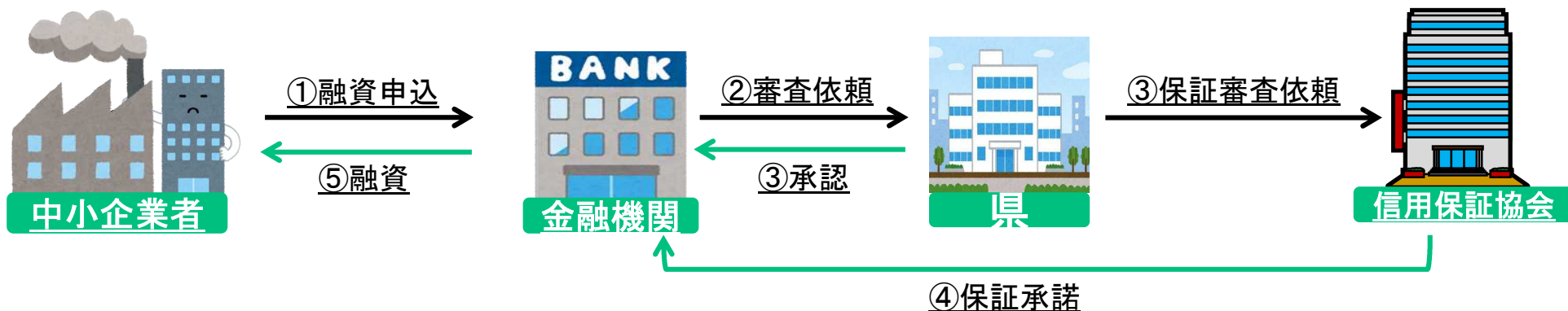


1-8 手続きの流れ

○事業資金・経営安定資金・開業パワーアップ支援資金



○特別政策資金(開業パワーアップ支援資金以外)



- ・制度融資の申込は随時受付しています。
- ・商工金融課内の審査は、書類がそろっている状態で約2週間程度です。

1-9 利用の多い資金①(経営改善資金)

○一般的な事業活動に必要な資金に利用可能

資金名	経営改善資金
対象者	原則として、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合で、常時使用する従業員数が100人以下(卸売業、小売業又はサービス業は50人以下)のもの
資金使途	設備、運転、借換※
融資限度額	5,000万円
融資期間	10年以内(据置1年以内)
基準金利	2.08%
融資利率	1.90%
利子補給率	0.18%
信用保証料	0.30%~1.30%(普通保証)



※当資金の既借入金に新たな資金を借り入れて借り換える場合に限る

1-9 利用の多い資金②(小口零細企業貸付)

○小規模・零細企業が一般的な事業活動に必要な資金調達に利用可能

資金名	小口零細企業貸付
対象者	原則として、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合で、常時使用する従業員数が20人以下(卸売業、小売業又はサービス業は5人以下)のもの (国の「 <u>小口零細企業保証制度</u> 」に対応)
資金使途	設備、運転、借換※
融資限度額	全ての協会保証付き既借入金残高と合計で2,000万円
融資期間	10年以内(据置1年以内)
基準金利	1.98%
融資利率	1.80%
利子補給率	0.18%
信用保証料	0.40%~1.50%(小口零細企業保証)



※当貸付の既借入金に新たな資金を借り入れて借り換える場合に限る

1-9 利用の多い資金③(短期経営改善資金)

○一般的な事業活動に必要な**短期**資金調達に利用可能

資金名	短期経営改善資金
対象者	原則として、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合で常時使用する従業員数が50人以下(卸売業、小売業又はサービス業は20人以下)のもの
資金使途	運転
融資限度額	1企業700万円(1組合1,500万円)
融資期間	5か月以内※
基準金利	2.06%
融資利率	1.80%
利子補給率	0.26%
信用保証料	0.30%~1.30%(普通保証)



※一括償還が可能

1-9 利用の多い資金④(開業パワーアップ支援資金)

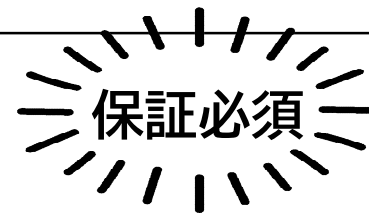
○創業前後に必要な資金の調達に利用可能

資金名	開業パワーアップ支援資金	
対象者	県内で創業又は創業予定の創業者で、下記のいずれかに該当するもの ・事業を営んでいない個人が、1か月(6か月)以内に新たな事業を開始する具体的な計画を有すること ・創業後5年未満の中小企業者 ・事業期間が5年未満の個人が、新たに法人を設立した場合 ・制度融資対象外の事業を営む中小企業者が、対象の事業を開始して5年未満の場合 など	
資金使途	設備、運転、借換※	
融資限度額	3,500万円	
融資期間	10年以内(据置1年以内または3年以内(スタートアップ創出促進保証))	
基準金利	1.97%以内	2.07%以内
融資利率	1.50%以内	1.60%以内
利子補給率	0.47% 以内	
信用保証料	0.65%(創業関連保証、再挑戦支援保証) 0.85%(スタートアップ創出促進保証)	0.30%~1.30%(普通保証)

※当貸付の既借入金に新たな資金を借り入れて借り換える場合に限る



信用保証料の補助を実施しています!(次のページ)



1-9 開業パワーアップSについて

「開業パワーアップ支援資金」にかかる信用保証料を、県と保証協会で協力し、**0.0%または0.2%**にする制度です。

区分	内容	
対象者	<u>創業1年未満かつ静岡県信用保証協会未利用者</u>	
融資限度額	1,000万円	
保証制度	創業関連保証、再挑戦支援保証	スタートアップ創出促進保証
信用保証料	0.0%	0.2%



「開業パワーアップ支援資金」のほかに、
「事業承継資金」と「中小企業災害対策資金」にも信用保証料の補助あり!

1-9 利用の多い資金⑤(経営革新等貸付)

経営力向上計画、経営革新計画、先端設備等導入計画などの認定を受け、
計画を実行するために必要な資金調達に利用可能

資金名	経営革新等貸付
対象者	原則として、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、特定事業者、組合で、いずれかの計画の認定または承認を受け、各計画に従って事業を行うもの 【計画の種類】 ①経営革新計画 ②農商工等連事業計画 ③経営力向上計画 ④地域経済牽引事業計画 ⑤先端設備等導入計画 ⑥異分野連携新事業分野開拓計画 ⑦特定研究開発等計画 ⑧地域産業資源活用事業計画 } ⑥～⑧は廃止前に認定を受けたものに限る
資金使途	設備・運転 (経営力向上計画と先端設備等導入計画は設備のみ)
融資限度額	1億6,000万円(新事業展開支援資金)
融資期間	10年以内(1年以内) 経営力向上関連保証を付す場合は7年以内
基準金利	2.07%以内
融資利率	1.60%以内
利子補給率	0.47%以内
信用保証料	0.58%(経営革新関連保証等)



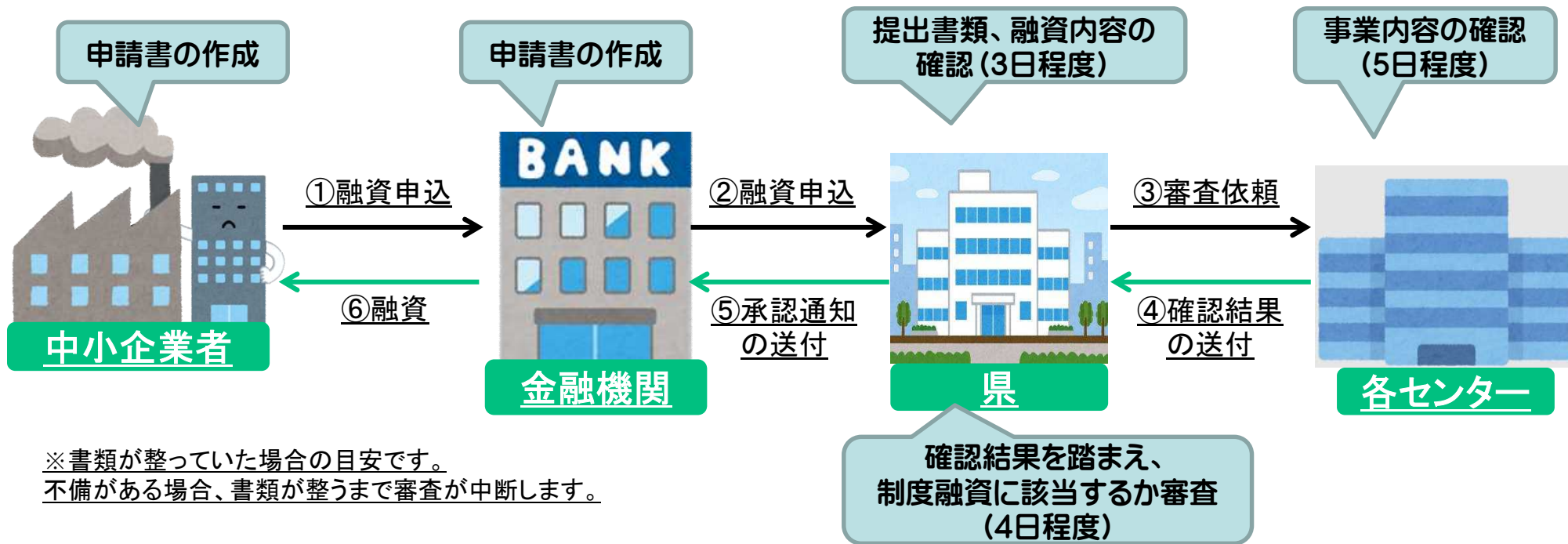
1-9 利用の多い資金⑥(成長産業分野支援資金(プロジェクト分野))

ファルマバレー、静岡ウェルネス、フotonバレーの各プロジェクトに参画する場合に利用可能

資金名	成長産業分野支援資金(プロジェクト分野) ※旧クラスター産業分野支援貸付
対象者	ファルマバレー、静岡ウェルネス(旧フーズ・ヘルスケアオープンイノベーション)及びフotonバレーの各プロジェクトに参画する中小企業者、組合で、関連事業を行うもの
資金使途	設備、運転
融資限度額	10億円(成長産業分野との合計で)
融資期間	10年以内(据置1年以内)
基準金利	金融機関所定金利
融資利率	金融機関所定金利－利子補給率
利子補給率	0.67%
信用保証料	0.30%～1.30%(普通保証)



1-9 プロジェクト分野の申込から承認までの流れ



※金融機関には、商工金融課へ申請書類を提出する前に、各センターへ資金用途について事前確認を受けるようにお願いしています。

プロジェクト関連分野	プロジェクト	問合せ先
【東部】医療・健康関連分野	ファルマバレー	ファルマバレーセンター(055-980-6333)
【中部】食品・ウェルネス関連産業	静岡ウェルネス	ウェルネス・フーズ産業支援センター(054-254-4513)
【西部】光・電子技術関連産業	フォトンバレー	フォトンバレーセンター(053-471-2111)

1-9 プロジェクト分野の利用例

ファルマバレーの利用例

静岡ウェルネスの利用例

フotonバレーの利用例

対象者

金属部品製造業

食料製造業

機械器具販売業

取り組み

主に、工業分野における金属部品の製造を行っている。
新たに、医療・健康関連分野に進出し、経営基盤の強化を図る。

厳しい管理基準の下、冷凍食品を独自製法で製造している。
消費量の拡大が見込まれるため、増産に伴う資金を調達する。

作業効率の向上や、製品の品質のばらつきをなくすため、カメラシステムを開発する。

資金使途

- ・原材料仕入
- ・製造経費

- ・原材料仕入

- ・原材料仕入
- ・研究開発費

1-9 利用の多い資金⑦(事業承継資金)

事業承継を行う際に利用可能

借換を除いて保証任意

資金名	事業承継資金		
対象者	①または②のいずれかに該当するもの ①原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者から事業を譲り受けるもの ②原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者で事業を譲り渡すもの		
資金使途	設備、運転、借換		
融資限度額	2億8,000万円		
融資期間	設備15年以内、運転・借換10年以内(1年以内)		
基準金利	2.07%		
融資利率	1.60%		
利子補給率	0.47%		
信用保証料	事業承継特別保証 経営承継借換関連保証 0.0%~0.95%※	事業承継サポート保証 特定経営承継準備関連保証 0.80%	普通保証 経営承継関連保証 等 0.30%~1.30%



※事業承継特別保証と経営承継借換関連保証に
一律0.2%の信用保証料の補助を実施しています。

1-9 資金使途

○事業承継前後に幅広く対応

資金使途	内容
<u>事業承継契約等</u> に係る経費	M & A 仲介会社への手数料、買収監査に係る費用
<u>株式・事業資産等の取得</u> に係る経費	・ 事業承継に伴う議決権付株式の取得 ・ 事業承継に伴う土地・建物・設備等の取得 ・ 持株会社による議決権付株式の買取資金
事業承継計画を実行するための <u>運転資金</u>	・ 代替わりにより、新たに発生する仕入や人件費、事業拡大に伴う運転資金等 ・ 役員退職金支払い資金
事業承継計画を実行するための <u>設備資金</u>	先代では控えられていた設備投資に係る資金
既借入金の <u>借換資金</u>	(<u>事業承継特別保証</u> 及び経営承継借換関連保証を付して) 経営者保証を解除するための借換資金

※相続税、贈与税等の納税資金は対象外です

1-9 事業承継資金のポイント



対象者・対象資金について

- ・県知事認定または対象機関の支援を受けて事業承継を実施する方が前提です。
- ・承継者に詳細な条件はありません。給与所得者でも承継者であれば利用可能です。
- ・承継者・被承継者のどちらかの本社等が静岡県内にあればご利用いただけます。
- ・事業承継に必要な転貸資金や土地取得資金も対象です。



所有と経営の一致について

事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を付す場合を除き、所有と経営の一致が原則となります。

- ・所有・・・議決権株式の50%超を単独保有
- ・経営・・・代表取締役など会社の代表者



注意点

- ・融資実行は、事業承継締結日の前後5年以内に行う必要があります。
- ・相続税・贈与税などの納税資金は対象外です。
- ・金融機関へは、保証協会の保証を付す場合は、資金使途が限定されるため、事前に保証協会へ案件相談をするようにお願いしています。

1-9 利用実績

(単位：千円)

	R3		R4		R5		R6	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
①親族内承継	26	861,592	68	2,390,365	72	2,534,550	87	4,080,219
②従業員承継	12	222,724	10	501,800	22	798,753	14	499,550
③外部承継	37	1,908,300	20	937,540	28	1,473,950	21	2,147,020
④持株会社※	2	407,000	0	0	0	0	4	210,600
合計	77	3,399,616	98	3,829,705	123	5,007,253	125	6,937,389

※④持株会社（HD）による利用は令和元年度より利用可能

1-9 保証料補助制度

保証料補助制度

○事業承継時に、経営者保証付き融資を借換により解除するために利用可能な
下記の2つの保証を付する場合に、保証料の0.2%を補助

保証名	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
対象者	①3年以内に事業承継を予定する法人 ②事業承継日から3年を経過していない法人	・3年以内に事業承継を予定する法人
資金使途	○事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金 ○新規資金(対象者①のみ)	○事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金
保証料率	○県制度融資「事業承継資金」利用:0.20~1.15% ○中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けることが必須	
県保証料補助	0.20%(保証料補助後の保証料率: <u>0.00~0.95%</u>)	

1-9 事例紹介①<親族内承継>

会社概要

業種	従業員数	資本金	業暦	所在地
製造業	10人	6百万円	70年	静岡県

承継者・被承継者

承継者	役員	30歳
被承継者	社長	60歳

案件経緯

○年○月 ▲年■月の事業承継に向け、親族間で分散している株式の集約化を検討
被承継者の自社株保有割合：30%
△年○月 県制度「事業承継資金」融資実行
親族から株式の買取を進める
▲年■月 代表者変更
被承継者の自社株保有割合：60%

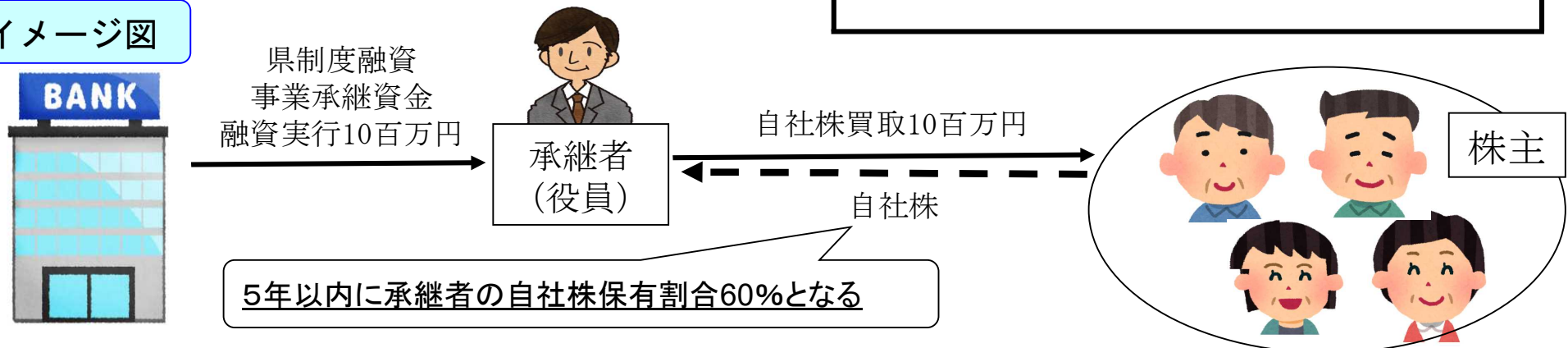
資金使途

株式買取資金10百万円

ポイント

☆承継者の自社株保有割合は50%超が必須
※5年以内に自社株保有割合50%となる具体的な計画を有していれば申込可

イメージ図



1-9 事例紹介②＜従業員承継＞

会社概要

業種	従業員数	資本金	業暦	所在地
サービス業	3人	—	40年	静岡県

承継者・被承継者

承継者	従業員	40歳
被承継者	社長	77歳

案件経緯

□年□月 社長の高齢化に伴い、従業員へ承継を検討
□年○月 県制度「事業承継資金」融資実行
社長退任、従業員へ事業全部譲渡

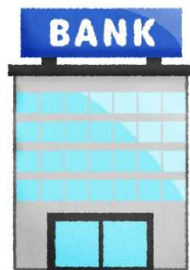
資金使途

事業用不動産（土地・建物）買取資金40百万円

ポイント

☆従業員承継でも利用可能
☆土地・建物取得資金として利用可能

イメージ図



県制度融資
事業承継資金
融資実行40百万円



事業用不動産買取り
40百万円

事業用不動産譲渡



1-9 事例紹介③<外部承継>

会社概要

	業種	従業員数	資本金	業暦	所在地
承継者	—	—	—	—	東京都（申込時は勤務医）
被承継者	診療所	3人	—	24年	静岡県

案件経緯

後継者不在のため、事業承継ニーズあり
○年△月 東京都の病院の勤務医である承継者への
事業承継が決定し、株式譲渡契約締結
○年□月 県制度「事業承継資金」融資実行

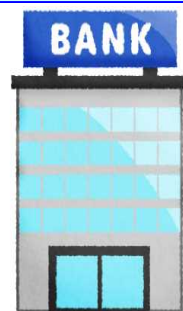
資金使途

- ①被承継者の事業用不動産買取り50百万円
- ②M&A仲介手数料 6百万円
- ③開業に伴う運転資金10百万円

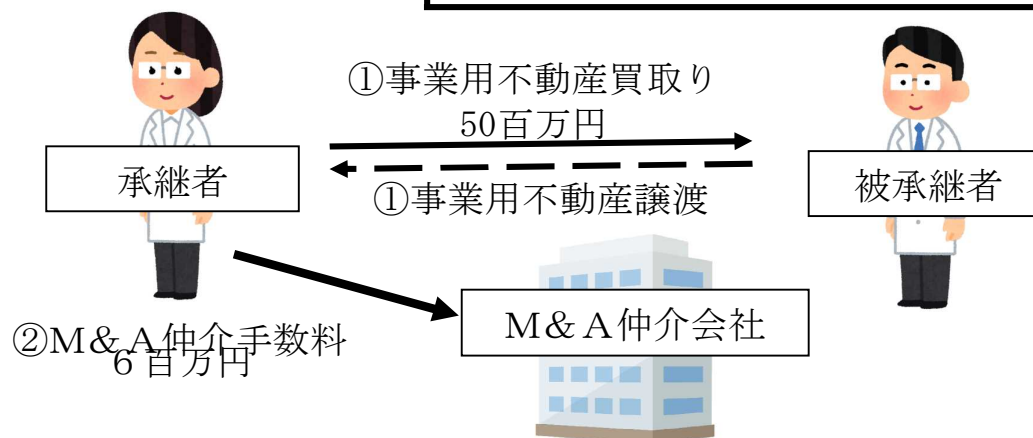
ポイント

- ☆M&A仲介手数料も資金使途の対象
- ☆運転資金も資金使途の対象

イメージ図



①②③県制度融資
事業承継資金
融資実行66百万円



1-9 事例紹介④＜持株会社方式＞

会社概要

	業種	従業員数	資本金	業暦	所在地
承継会社	持株会社	—	15百万円	1年	静岡県
被承継会社	サービス業	20人	20百万円	25年	静岡県

案件経緯

○年○月 持株会社を設立（静岡県庁HD）
 ○年△月 県制度「事業承継資金」融資実行
 社長退任、HDによる株式集約

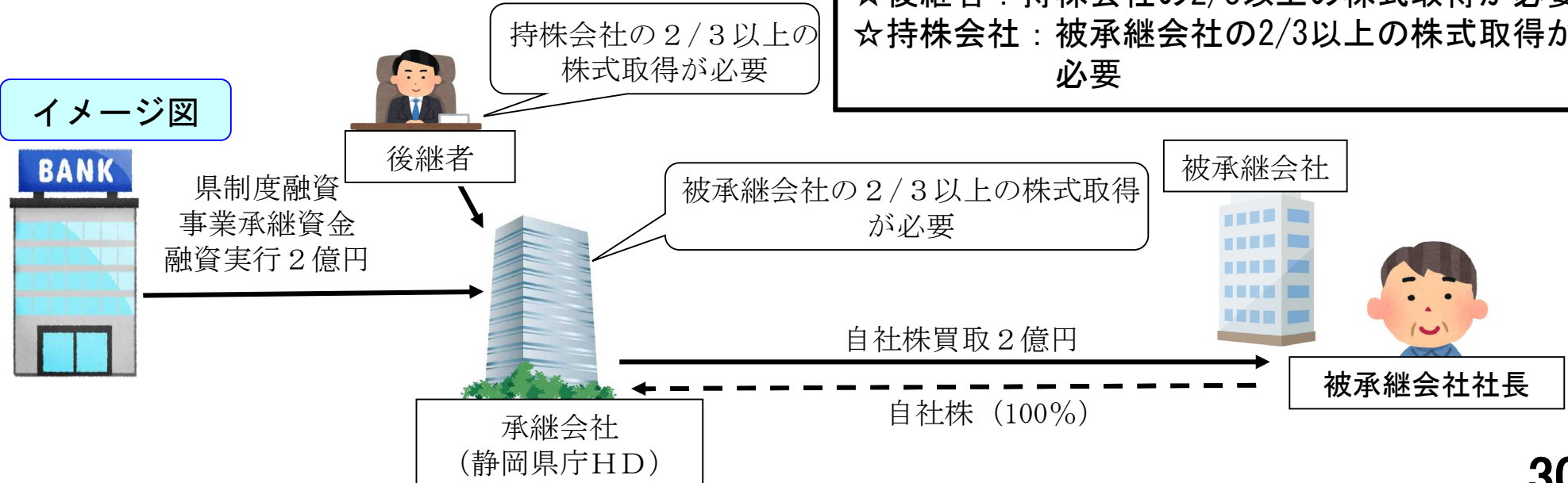
資金使途

自社株式買取り資金 2億円

ポイント

☆後継者：持株会社の2/3以上の株式取得が必要
 ☆持株会社：被承継会社の2/3以上の株式取得が必要

イメージ図



1-9 事例紹介⑤<事業承継特別保証>

会社概要

業種	売上高	従業員数	資本金	業暦	所在地
製造業	1億円	10人	5百万円	35年	静岡県

承継者・被承継者

承継者	社長	45歳
被承継者	会長	70歳

案件経緯

- 年 先代が高齢のため、長男へ事業承継を検討。自社株は先代が100%保有。
- △年○月 商工会経由で、経営者保証コーディネーター及び金融機関へ案件相談。経営者保証がネックであり、事業承継特別保証の利用を検討。1年後に事業承継を行う計画を策定。
- △年□月 県制度融資「事業承継資金」申込み。既往債務を借換、経営者保証を解除。

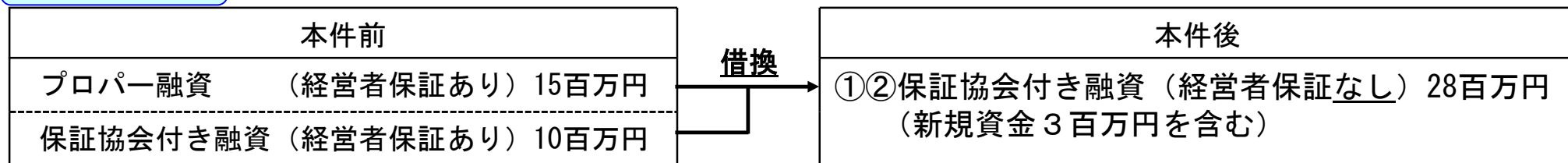
資金使途

- ①経営者保証の解除に係る借換資金
(プロパー15百万円・マル保10百万円)
- ②新規資金3百万円(事業承継計画を実行するための運転資金)

ポイント

- ☆経営者保証の解除を行う融資
- ☆プロパー融資を保証協会付き融資へ借換可能

イメージ図



1-10 R7.4.1から創設した資金①(経営力強化資金)

○経営改善・再生支援のため、「経営力強化資金」を再創設

資金名	【～R5.3.31】経営力強化資金			【R7.4.1～】経営力強化資金	
対象者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定・実行・進捗の報告をする中小企業者			金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定・実行・進捗の報告をする中小企業者	
資金使途	事業計画の実施に必要な資金 (設備・運転・借換)			事業計画の実施に必要な資金 (設備・運転・借換)	
融資限度額	8,000万円			8,000万円	
融資期間	設備:7年、運転:5年、借換:10年 (据置1年以内)			設備:7年、運転:5年、借換:10年 (据置は1年以内)	
区分	責任共有対象		責任共有対象外	責任共有対象	
基準金利	1.97%		2.07%	2.07%	
融資利率	1.50%		1.60%	経営力強化保証 SN5号保証	1.60%
利子補給率	0.47%			0.47%	
信用保証料	経営力 強化保証	責任共有対象	0.30%～1.15%	経営力強化保証 SN5号保証	0.45%～1.75%
		責任共有対象外	0.40%～1.35%		0.68%
注意事項				SN5号保証を付す場合は、新型コロナウイルス感染症関連保証にかかる借入金の借換に限る(真水を加えることは可)	

1-10 R7.4.1から創設した資金② (再生企業支援貸付(経営改善・再生支援強化枠))

○早期の事業再生への取組を促すため、「再生企業支援貸付(経営改善・再生支援強化枠)」を創設

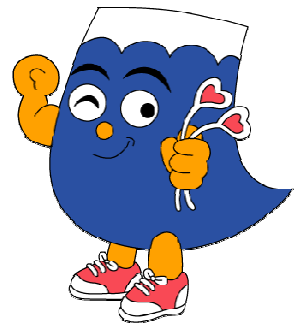
資金名	【～R7.3】再生企業支援貸付 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	【R7.4～R8.3】再生企業支援貸付 (経営改善・再生支援強化枠)
対象者	認定支援機関の指導又は助言を受けて 作成した事業再生計画に従い事業再生 を行う中小企業者	認定支援機関の指導又は助言を受けて 作成した事業再生計画に従い事業再生 を行う中小企業者
資金使途	事業再生の計画等の実施に 必要な資金(設備・運転・借換)	事業再生の計画等の実施に 必要な資金(設備・運転・借換)
融資限度額	8,000万円	8,000万円
融資期間	15年以内(据置は5年以内)	15年以内(据置は3年以内)
融資利率	1.50%または1.60%	1.50%または1.60%
利子補給率	0.47%	0.47%
信用保証料	0.20%(国の補助後)	0.30%(国の補助後)

1-10 R7.4.1から要件を追加した資金（経済変動対策貸付）

○為替相場の変動や原材料高騰等による増収減益の企業への支援のため、
経済変動対策貸付（通常枠）に**売上高営業利益率**による要件を追加

資金名		経済変動対策貸付(通常枠)			
対象者		・最近3か月間の売上高が前年同期比で10%以上減少 ・最近6か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少 ・最近3か月間の売上高が2年又は3年前の同期比で15%以上減少 ・最近6か月間の売上高が2年又は3年前の同期比で10%以上減少 ・信用保険法第2条第5項第7号の認定を受けたもの(SN7号) ・最近3か月の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回り、かつ、最近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少 ・信用保険法第2条第6項の認定を受けたもの(危機関連保証) ・最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年同期比で20%以上減少			
資 金	資金用途	設備・運転・借換		融資限度額	5,000万円
融資期間	10年以内(据置期間:設備3年以内、運転2年以内)				
利 率	融資利率	SN2号、4号、 危機関連保証	1.50%	利子補給率	0.47%
		SN5号、7号、 普通保証	1.60%		

2 米国関税措置に係る金融支援について (経済変動対策貸付(米国関税対応枠))



2-1 経済変動対策貸付(米国関税対応枠)について

○米国関税措置の影響を受ける中小企業者の支援のため、
経済変動対策貸付に「米国関税対応枠」を創設。



資金名	経済変動対策貸付(通常枠)		経済変動対策貸付(米国関税対応枠)	
対 象 者	原則として、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合で、最近の経済的環境の変化により、 最近3か月間 の売上高が前年同期比 10%以上 減少している		原則として、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合で、 米国関税措置により、最近1か月間の 売上高が前年同期比 5%以上 減少し、かつ 今後2か月間を含めた3か月間の 売上高が前年同期比 5%以上 減少することが見込まれる	
資 金 使 途	設備・運転・借換※		設備・運転	
融 資 限 度 額	経済変動対策貸付全体で 5,000万円		経済変動対策貸付全体で 8,000万円	
融 資 期 間	10年以内 (据置期間:設備3年、運転2年以内)		10年以内 (据置期間:設備3年、運転2年以内)	
基 準 金 利	1.97%または2.07%		2.07%	
融 資 利 率	1.50%または1.60%		1.60%	
利子補給率	0.47%		0.47%	
信用保証料	普通保証	0.30%~1.30%	普通保証	0.30%~1.30%
	SN保証(2, 4, 5, 7号)、危機	0.50%~0.80%	SN5号	0.58%
取 扱 期 間	通年		R7.6.11~R8.3.31	

※当貸付の既借入金に新たな資金を借り入れて借り換える場合に限る

2-2 経済変動対策貸付（米国関税対応枠）制度のポイント



売上高の実績確認期間を3か月→1か月に短縮

通常枠は直近3か月間の売上高の減少が要件だが、迅速に制度を利用できるように、売上高の実績確認期間を短縮。



数値要件を10%→5%に緩和

米国関税措置の影響を受けているにも関わらず、制度を利用できないという事業者が発生しないように、支援対象を拡大するため、数値要件を緩和。



融資限度額を5,000万円→8,000万円に拡大

近年のコロナ(R2.2～R6.3)や原油・原材料高騰(R4.7～R6.3)の際に経済変動対策貸付に別枠を創設し、緊急対応を実施した。これらの既往債務を抱える事業者も多いことから、融資限度額を拡大。

2-3 利用のポイント

米国関税措置による影響を受け、売上高が減少している中小企業者を対象としています。

【様式第3号－3売上減少状況等報告書】

様式第3号－3【経済変動 米国関税】(用紙 日本産業規格 A4 縦型)
売上減少状況等報告書

年 月 日

1 売上高の減少(条件1と条件2の両方を満たす必要があります。)

<条件1>
最近1か月の売上高が前年の同期比5%以上減少していること。

最近1か月の売上高 A	前年同期 B	減少率 $\frac{(B-A)}{B} \times 100$
(年 月) 千円	(年 月) 千円	%

単位: 千円

<条件2>
その後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年の同期比5%以上減少することが見込まれること。

年月	令和 年 月 (実績: 1か月)	令和 年 月 (見込み)	令和 年 月 (見込み)	合計
売上高	千円	千円	千円	A 千円
前年 同月売上高	千円	千円	千円	B 千円
				減少率 $\frac{(B-A)}{B} \times 100$ %

単位: 千円

2 米国関税措置の影響により経営の安定に支障を生じている理由(具体的に記入してください)
※ 経営の安定に支障を生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。

3 将来の回復の見通し
具体的に記入してください

原本照合	
申込者(企業)名	
申込窓口名	
担当者名	

*試算表、売上台帳の写し、決算書又は確定申告書の写し等、売上高の減少が確認できる書類を添付してください。(添付書類が写しの場合には、申込窓口で原本を提示し、照合を受けてください。)

○米国関税措置の影響については、
様式第3号－3「売上減少状況等報告書」で確認します。

○様式への記載事項



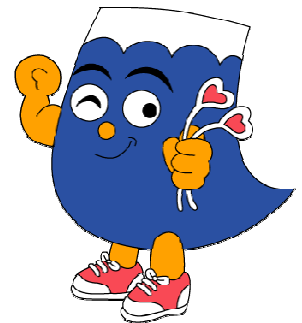
- ① 売上高の減少状況
- ② 米国関税措置の影響により経営の安定に支障を生じている理由
- ③ 将来の回復の見通し



- ◆ 輸出コストの上昇により、米国向け輸出量が減少しており、売上が減少している。
- ◆ 米国関税措置による影響で元請け企業の着工時期に遅れが生じ、自社の納期も後ろ倒しになっている。
- ◆ 取引先の生産体制の見直しや米国内での消費減退などの影響により、受注・販売量が減少している。

⇒ 自社への直接の影響だけでなく、取引先等が影響を受けていることによる間接的な影響でも利用可能。

3 お知らせ



制度融資の広報物について

○商工金融課では、県制度融資等のご案内(パンフレット)やチラシなどを作成し、制度の周知に努めています。

<R6県制度融資のご案内>

令和7年度 中小企業者 向け 県制度融資 等のご案内		
静岡県内の中小企業者(個人事業主・会社)や協同組合等を対象とした制度です。 県の定める低い利率で融資を受けることができ、保証を付す場合の保証料の負担を軽減します。 ※詳しくはホームページをご覧ください。		
目的	詳細	資金名
事業資金	一般的に事業資金が必要な場合	経営改善資金 小口専細企業貸付 短期経営改善資金 P3-4
経営の安定化	売上が減少、経営改善する場合 取引先が倒産した場合 災害により被害を受けた場合	経済変動対策貸付 連鎖倒産防止貸付 中小企業災害対策資金 P3-4
創業	事業再生計画の実施に資金が必要な場合 外部の専門家の支援を受けて経営改善する場合	再生企業支援貸付 経営力強化資金 P3-4
新たな事業展開	創業する、創業して5年未満の資金調達	開業パワーアップ支援資金 P5-6
防災対策	経営革新等の認定・承認を受けた場合 少子化対策や障害者の雇用を行う場合 成長産業分野・プロジェクト分野の事業を行う場合 ふじのくにフロンティア推進区域等事業を行う場合	経営革新等貸付 少子化対策・障害者雇用支援貸付 成長産業分野支援資金 ふじのくにフロンティア推進資金 P5-6 P7-10
新工ネ・省エネ 脱炭素	地震・津波対策、BCPの策定を行う場合 旅館・ホテル等の防災対策を行う場合 地震被害想定地域からの移転を行う場合	防災・減災強化貸付 特定建築物耐震化特別貸付 地震リスク分散資金 P5-6 P7-8
償換え	新工ネ・省エネ設備を導入する場合 脱炭素にかかる設備を導入する場合 温室効果ガス排出削減計画の実施に資金が必要な場合	脱炭素支援資金 P7-8
事業承継	県制度融資の既借入金を借り換える場合 県制度融資の既借入金を新規資金を追加して借り換える場合	経営改善資金借換枠 経営改善資金 経済変動対策貸付 開業パワーアップ支援資金 P3-6
事業承継	事業承継をする場合	事業承継資金 P9-10

静岡県 経済産業部 商工業局 商工金融課

<チラシ> 商工金融課HPに掲載しています。

中小企業向け県制度融資

開業パワーアップ支援資金

★経営者保証なしで利用○
★創業予定・創業して5年未満の個人・法人向け

融資限度額 **3,500万円**

融資利率	県の利子補給率	融資期間
※1.0%以内※※1.0%以内	※※0.47%	※※10年以内※※10年以内

対象 県内で事業を営む又は営もうとする事業に必要な設備資金、運転資金及び開業パワーアップ支援資金の借入金の借換えに必要な資金(新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。)

中小企業向け制度融資

経営革新等貸付

経営革新計画 先端設備等導入計画
等の実現に取り組む中小企業向けの制度融資です。

融資限度額 **1億6,000万円**

県の利子補給率 最大 **0.47%**
(償還期間 任意)

融資利率 **1.6%以内**
(固定金利)

融資期間 **最長10年間**
(期間1年以内)

中小企業向け県制度融資

事業承継資金

事業承継する際に利用できます

事業承継に関する株式取得、事業資産の買い取り、事業承継計画を実行するための運転資金・設備資金などに利用できる制度融資です。

どのような事業承継にも対応可能です!

事業承継に関する以下の資金に使えます!

- 事業承継契約等にかかる経費(M&A仲介会社への手数料、買収監査費用など)
- 株式取得・事業資産買収にかかる経費(持株会社による被承継会社の株式取得も対象!)
- 事業承継によって新たに必要となる事業資金(後継者の新たな事業への取組開始資金等)
- 経営者保証を補償するための借換資金

融資限度額 **2.8億円**

融資利率 年1.6%以内(固定)

融資期間 設備資金:最長15年間(据置1年以内)
運転資金・借換資金:最長10年間(据置1年以内)

事業承継契約締結日の前後5年以内なら、何回でも利用できます

事業承継特別保証、経営承継借換連保証を利用するには保証料補助があります。

※制度融資は、県が金融機関に利子補給(※0.47%以内)することにより利子補給が適用され融資を受けることができます。また信用保証協会の協力枠で保証料も対象(※15%※0.6%)になっています。

制度の周知に是非ご協力ください!



経済変動対策貸付(米国関税対応枠)のチラシ

経済変動対策貸付(米国関税対応枠)の周知用のチラシを作成しました！

令和7年度版

米国関税 対応融資

中小企業向け県制度融資

経済変動対策貸付

をご利用ください！



米国関税措置の影響を受ける
中小企業者を支援します

米国関税対応枠を新規創設

米国関税措置の影響による場合、
融資要件が緩和されます！

	現行	米国関税対応枠(新規)
要件	【売上減少要件】 直近3か月間の売上高が前年同 月比10%以上減少している	【売上減少要件】 米国関税措置により、直近1か月の売上高 が前年同月比5%以上減少し、かつ今後2 か月間を含めた3か月間の売上高が前年 同月比5%以上減少することが見込まれる
融資限度額	5,000万円	経済変動対策貸付全体で 8,000万円

融資利率
<固定金利>

年1.60%

県の
利子補給率

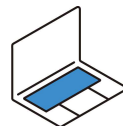
0.47%

信用保証料率

0.28%~
1.20%

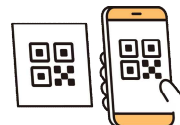
【チラシ掲載ページへのアクセス】

URL



<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028439.html>

QRコード



検索

「静岡県 目的別資金」で検索

サステナブルファイナンスHPの紹介

- 商工金融課では、企業の環境意識の向上のため、県ホームページで企業のサステナブルファイナンスにかかる取組事例を紹介しています。



【QRコード】



【ホームページURL】

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/saidoyushi/1058887/index.html>

お時間があるときにぜひご覧ください。



ご清聴ありがとうございました。

◎県制度融資に関する問い合わせ

・静岡県経済産業部商工金融課

TEL:054-221-2513・2519・2525

FAX:054-221- 5002

◎商工金融課ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1041028/1028421.html>

